

会員の皆様へ

吉備信用金庫

出資証券不発行についてのご案内

平素より吉備信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、皆様の出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行と同様に、令和2年8月1日より出資証券は発行せず、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することといたしました。

皆様の出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りいたします「配当金支払通知書」でお知らせいたしますとともに、皆様からのご請求時には出資金の「残高証明書」（有料）を随時発行いたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でもお届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

吉備信用金庫 総務部

電話：0866-92-1291

出資証券不発行についてのQ&A

Q 1. なぜ出資証券を不発行にするのですか？

A 1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違い、日頃出し入れすることがなく、また、長期に亘り保管しなければならないため、万一出資証券を紛失されている場合には、相続、譲渡や名義変更の際、出資証券紛失のお申し出を受けることがありました。

今後、出資証券を不発行とすることによりその際の手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を軽減することができます。

Q 2. 新たに会員となったときは、「出資証券」に代わるものはあるのですか？

A 2. 令和2年8月1日以降に新たに会員となったとき(譲渡、相続を含む)には、「出資証券」の代わりに「出資会員加入承諾書」をお渡しいたします。

Q 3. 氏名や住所等が変わったときはどうすれば良いのですか？

A 3. 令和2年8月1日以降は本人確認書類と出資届出印鑑をお持ちください。変更内容により金庫所定の手続きをさせていただきます。

Q 4. 出資証券が発行されないと将来の譲渡・相続などの手続きの際には何を持って行けばよいのですか。

A 4. 令和2年8月1日以降の譲渡の場合は、本人確認書類と出資届出印鑑が必要となります。また、会員が亡くなられた場合は相続手続きが必要となります。

なお、相続手続きについては、色々なケースがありますので、お客様がお取引していたている営業店にお問い合わせください。